

第6章 誘導施設

6-1 誘導施設とは

(1) 基本的な考え方（立地適正化計画制度の考え方）

（出典：第11版 都市計画運用指針（令和3年10月1日一部改正）（国土交通省））

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設です。

(2) 長岡京市における誘導施設の考え方（設定の目的）

本市における誘導施設は、市民の生活利便性を高めるとともに、子育て環境の充実や、高齢期の豊かな暮らしを支える環境の充実を図り、人口減少抑制に向けて特に子育て世代の移住者を居住誘導区域に誘導するなど、都市の活力の維持・向上を図るために必要な都市機能を、中長期的に都市機能誘導区域に誘導・維持するために設定します。

6-2 誘導施設の設定

(1) 誘導施設設定の基本的な考え方（立地適正化計画制度の考え方）

（出典：第11版 都市計画運用指針（令和3年10月1日一部改正）（国土交通省））

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を設定することになりますが、具体的な整備計画のある施設を設定することも考えられます。その際、当該区域及び都市全体における現在の年齢別の人口構成や将来の人口推計、施設の充足状況や配置を勘案し、必要な施設を定めることが望ましいとされています。

また、誘導施設は、居住者の共同の福祉や利便の向上を図るという観点から、

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターなどの高齢化の中で必要性の高まる施設
 - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
 - ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設
- などを定められることが考えられます。

(2) 長岡京市における誘導施設設定の考え方

本市における誘導施設は、前節の考え方を踏まえ、下記の都市機能（施設）について、立地状況や充足状況、上位・関連計画における施策などの観点から検討し、設定します。

また、誘導施設の特性等を勘案しながら、『中心拠点型都市機能誘導区域』と『生活拠点型都市機能誘導区域』のそれぞれに誘導・維持する施設を設定します。

【検討する都市機能（施設）】

- ①医療施設
- ②福祉施設（高齢者福祉施設、障がい者(児)福祉施設）
- ③子育て支援施設
- ④教育文化施設
- ⑤商業施設

（3）誘導施設の設定

前項で示した施設ごとに、立地・充足状況や上位・関連計画における施策等を踏まえ、既存施設の存続・活用にも配慮して誘導施設を設定します。併せて、各誘導施設を誘導する区域（『中心拠点型都市機能誘導区域』または『生活拠点型都市機能誘導区域』）を設定します。

① 医療施設

本市では、最上位の計画として『長岡市第4次総合計画』を策定し、人口減少時代においても、8万人がゆとりをもって暮らせるまちを維持しつつ、豊かな水と緑の環境保全、生活の安全と安心、地域経済のさらなる発展を図りながら、誰もがいきいきと健康に暮らせるまちを次世代に引き継ごうとしています。

基本構想に掲げた「住みたい、住みつけたい、悠久の都 長岡京」の将来都市像の実現に向け、本市のまちとしての活力を保ち、魅力をさらに高めるために、『長岡市人口ビジョン』及び『第2期長岡市まち・ひと・しごと創生戦略』において、本市における今後の目指すべき人口の将来展望と方向性が示されており、「若年層の転出抑制」や「子育て世代や若者世代の転入促進」、「暮らしやすさの向上」などに有効な施策を推進していきます。

また本市では、2018年（平成30年）に、市内の医療資源を有効に活用して、在宅医療体制の充実や地域の診療所、病院と中核病院との連携を強化するなど、効果的な医療提供体制の充実を図るため、『長岡市地域医療ビジョン』を策定しました。その中で、「地域医療提供体制の充実」として「産婦人科・小児科の医療機関の充実」を重点項目として掲げています。

これらのことから、医療施設の立地・充足状況（「2-2（4）都市機能」参照）等も踏まえ、下記の施設を誘導施設に設定します。

機能	誘導施設	誘導する 都市機能誘導区域
全ての人が安心して生活できるための施設	病院※1	中心拠点型
	小児科、内科、外科を含む診療所※2	生活拠点型
産み育てやすい環境を促進するための施設	病院※1	中心拠点型
	小児科、産婦人科を含む診療所※2	生活拠点型
地域の診療所等と連携し、高度又は専門的な医療等を受けることができる施設	地域医療支援病院※3	中心拠点型

※1 医療法第1条の5第1項に定める病院

※2 診療科目に内科、外科、小児科、産婦人科のいずれかを含む法第1条の5第2項に定める診療所

※3 医療法第4条に定める地域医療支援病院

② 福祉施設

a) 高齢者福祉施設

全国的に少子高齢化が急速に進展するなかでは、介護予防の取り組みを強化し、「健康寿命を伸ばす」ことが非常に重要であり、本市でも『長岡市第4次総合計画』及び『第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画』において重点的に取り組むべき施策と位置づけています。

また、高齢者が認知症や介護が必要になった場合でも、住み慣れた地域で自立した日常生活が継続できるよう、生活機能の維持向上を目的とした複合的なサービスが利用できる施設が求められており、それらの機能を有する施設整備を積極的に推進する必要があります。

これらのことから、高齢者福祉施設の立地・充足状況（「2-2（4）都市機能」参照）等も踏まえ、下記の施設を誘導施設に設定します。

機能	誘導施設	誘導する 都市機能誘導区域
高齢者が運動機能向上に取り組める施設	高齢者介護予防・健康増進施設※1	中心拠点型
要介護高齢者が住み慣れた地域の中で、状態に応じて「通い」「訪問」「泊り」のサービスを組み合わせて利用することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援する施設	小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護※2	生活拠点型
認知症高齢者が、居宅で自立した日常生活を営めるよう介護、生活相談、機能訓練等を行うことで、社会的孤立感の解消と心身機能の維持向上及び家族の負担軽減を図ることを目的とする機能	認知症対応型通所介護※3	生活拠点型

※1 トレーニング機器の他、プール・体育館等を備えた、高齢者が運動機能向上に取り組める施設

※2 介護保険法第8条第19項及び第23条、第8条の2第14項

※3 介護保険法第8条第18項、第8条の2第13項

b) 障がい者（児）福祉施設

障がい福祉サービスの利用希望者は毎年新たに生じているものの、通所施設においては特に生活介護や就労継続支援のサービス事業所で不足の状態が続いている。また、市内には入所施設が1箇所、短期入所事業所が6箇所あるものの、家族と離れた遠方の入所施設を利用せざるを得ないケースや、家族の入院や冠婚葬祭など社会的理由での短期入所が必要な場合であっても圏域外の短期入所事業所まで送迎したり順番待ちとなる事例が頻発し、障がいを持つ当事者のみならず家族の暮らしやすさを損なっています。

併せて、障がいの早期発見の取り組みや発達障がいに関する理解の進展に伴い、発達・発育の支援ニーズが増大してきており、放課後等デイサービスや障がい児相談支援、児童発達支援についても慢性的なサービス提供量の不足が続いている。

現在、国においては、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の地域生活支援を推進する観点から、障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、「相談」「体験の機会」「緊急時の受け入れ・対応」「専門性」「地域の体制づくり」の各機能を一体的に提供可能な地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進しています。

『第6次長岡市障がい者(児)福祉基本計画』では、「住み慣れた地域で継続して生活できる」ことを目標に掲げ、こうした地域生活支援拠点が整備されているまちを目指した取り組みを進めることとしています。

これらのことから、障がい者(児)福祉施設の立地状況(「2-2(4)都市機能」参照)等も踏まえ、下記の施設を誘導施設に設定します。

機能	誘導施設	誘導する 都市機能誘導区域
住み慣れた地域で継続して生活できるための施設	障がい福祉サービスを提供する事業所※1	生活拠点型
障がいがある人だけでなく、支援する家族にとっても住みやすいまちとして必要な施設	障がい福祉サービスを提供する事業所※2、障がい児通所支援を提供する事業所※3	生活拠点型

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する以下の障がい福祉サービスを提供する事業所

- ・法第5条第7項に定める生活介護
- ・法第5条第10項に定める施設入所支援
- ・法第5条第12項に定める自立訓練(機能訓練または生活訓練)
- ・法第5条第13項に定める就労移行支援
- ・法第5条第14項に定める就労継続支援
- ・法第5条第17項に定める共同生活援助
- ・法第5条第27項に定める地域活動支援センター

※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する以下の障がい福祉サービスを提供する事業所

- ・法第5条第8項に定める短期入所

※3 児童福祉法第21条の5の2に定める障害児通所支援を提供する事業所

③ 子育て支援施設

次代を担う「子ども」は、未来の夢、希望であり、家族や地域社会などが一体となって、健全に育んでいく使命があります。

『長岡市第4次総合計画』の基本構想に掲げた「住みたい 住みつけたい 悠久の都 長岡京』の将来都市像の実現に向けて、「子育て世代や若年世代の転入促進」や「出生数の増加」、「若年層の流出抑制」などに有効な施策を展開し、「魅力あるまちづくり」を目指すとともに、「子育てしやすいまちづくり」の実現に向け、子育て環境の整備や子育て支援施策の充実を図ります。

これらのことから、子育て支援施設の立地・充足状況(「2-2(4)都市機能」参照)等も踏まえ、下記の施設を誘導施設に設定します。

機能	誘導施設	誘導する 都市機能誘導区域
待機児童の解消、子育てしやすい環境づくり	保育所※1、幼稚園※2、認定こども園※3、小規模保育施設※4、事業所内保育施設※5、地域子育て支援センター※6	生活拠点型
就労しやすい環境づくり	病児病後児保育施設※7	生活拠点型

※1 児童福祉法第39条第1項に規定する施設

※2 学校教育法第1条に規定する施設

※3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設

※4 児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業に関する施設

※5 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業に関する施設

※6 児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業に関する施設

※7 児童福祉法第6条の3第13項に規定する事業に関する施設

④ 教育文化施設

『長岡市第4次総合計画』の基本構想に掲げた「住みたい、住みつけたい、悠久の都 長岡京」の将来都市像の実現に向けて、子育て世代への支援や放課後児童の安心・安全な居場所の確保など、子育てしやすいまちづくりを展開し、子育て支援策の充実を図ります。また、文化・スポーツなどを通じた生涯学習社会の実現や地域コミュニティの醸成など、障がいの有無等にかかわらず全ての市民の健康・体力の保持増進や地域での交流を促進し、地域づくりにつながる施策の充実を図ります。

加えて、小学校・中学校は、児童生徒に生涯にわたる学習の基礎的な資源である「生きる力」を育む重要な施設であり、地域コミュニティの形成や防災拠点ともなる重要な施設です。さらに、多様な学びの場があることが子育て世代に対してまちの魅力を高めることにつながることから、私立・公立の小中学校についても誘導施設に位置づけます。

一方、市内には恵解山古墳をはじめとした首長墓、弟国宮・長岡京の旧跡、乙訓寺・光明寺・長岡天満宮といった寺院仏閣など、多くの文化遺産が点在し、現在に至るまで豊かな歴史と文化を守り育ててきており、市内の発掘調査成果や歴史資料、文化財を整理及び研究し、その成果を広く展示、公開することで、長岡市の魅力を発信するとともに、歴史や文化に親しみ、まちへの誇りや愛着を産む機会の充実を図ります。

これらのことから、教育文化施設の立地状況（「2-2（4）都市機能」参照）等も踏まえ、下記の施設を誘導施設に設定します。

機能	誘導施設	誘導する 都市機能誘導区域
子育てしやすい環境づくり、生涯学習社会の実現に向けた地域づくり	健康増進施設※1	中心拠点型
	子育て支援施設※2、地域交流センター※3	生活拠点型
支えあい、安心して子育てできる環境づくり	小学校※4、中学校※5	生活拠点型
歴史資料及び調査成果を公開・活用する環境づくり	地域文化調査研究施設※6、※7	中心拠点型

※1 体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設及び集会場機能を備えた施設

※2 児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所、児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所で小学生向け学習塾等の教育施設と学童保育サービスを併設した子育て支援施設

※3 地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の活動拠点として、文化・スポーツ・地域交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設

※4 学校教育法第1条に規定する小学校

※5 学校教育法第1条に規定する中学校

※6 文化財保護法第53条に定める文化財公開承認施設相当

※7 考古資料・歴史資料を整理及び研究しその成果を広く展示、公開する場としての施設

⑤ 商業施設

本市では、市内事業所は横ばい傾向が続いており、各商店街においても空き店舗や廃業が進んでいる状況にあり、『長岡市第4次総合計画』においても、創業支援事業等を進める中で新たな創業・起業希望者の支援を行い、空白地帯を含む市内全域で小売店の増加や空き店舗の対策を進めることとしています。

中心市街地における商店街の活性は、地域経済の循環や生活基盤の安定にもつながり、まちのにぎわいを生み出すことで市内外からの買い物の魅力を高め地域の商業活性につながるよう推進していきます。

これらのことから、商業施設の立地・充足状況（「2-2（4）都市機能」参照）等も踏まえ、下記の施設を誘導施設に設定します。

機能	誘導施設	誘導する 都市機能誘導区域
既存商店街の賑わいをさらに高める商業機能の強化	小売商業又はサービス業を営む店舗	中心拠点型
市内全域での小売店の増加、空き店舗対策	食料や日用雑貨など多数の品種を扱う小規模な店舗	生活拠点型

■誘導施設（まとめ）

種別	誘導施設	詳細	中心拠点型 都市機能 誘導区域	生活拠点型 都市機能 誘導区域
医療	病院	医療法第1条の5第1項に定める病院	●	
	診療所（内科、外科、小児科、産婦人科）	診療科目に内科、外科、小児科、産婦人科のいずれかを含む法第1条の5第2項に定める診療所	●	●
	地域医療支援病院	医療法第4条に定める地域医療支援病院	●	
高齢者 福祉	高齢者介護予防・健康増進施設	トレーニング機器の他、プール・体育館等を備えた、高齢者が運動機能向上に取り組める施設	●	
	小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	介護保険法第8条第19項及び第23条、第8条の2第14項	●	●
	認知症対応型通所介護	介護保険法第8条18項、第8条の2第13項	●	●
障がい 者(児) 福祉	障がい福祉サービスを 提供する事業所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する以下の障がい福祉サービスを提供する事業所 ・法第5条第7項に定める生活介護 ・法第5条第10項に定める施設入所支援 ・法第5条第12項に定める自立訓練（機能訓練または生活訓練） ・法第5条第13項に定める就労移行支援 ・法第5条第14項に定める就労継続支援 ・法第5条第17項に定める共同生活援助 ・法第5条第27項に定める地域活動支援センター ・法第5条第8項に定める短期入所	●	●
	障がい児通所支援を提供 する事業所	児童福祉法第21条の5の2に定める障害児通所支援を提供する事業所	●	●
子育て 支援	保育所	児童福祉法第39条第1項に規定する施設	●	●
	幼稚園	学校教育法第1条に規定する幼稚園	●	●
	認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設	●	●
	小規模保育施設	児童福祉法第6条の3第10項に規定する事業に関する施設	●	●
	事業所内保育施設	児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業に関する施設	●	●
	地域子育て支援センター	児童福祉法第6条の3第6項に規定する事業に関する施設	●	●
	病児病後児保育施設	児童福祉法第6条の3第13項に規定する事業に関する施設	●	●
教育 文化	健康増進施設	体育館、水泳プール、運動場等のスポーツ施設及び集会場機能を備えた施設	●	
	子育て支援施設	児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所、児童福祉法第6条の3第2項に定める放課後児童健全育成事業を行う事業所で小学生向け学習塾等の教育施設と学童保育サービスを併設した子育て支援施設	●	●
	地域交流センター	地域住民の相互交流を目的とし、地域活性化の活動拠点として、文化・スポーツ・地域交流等の都市活動・コミュニティ活動を支える施設	●	●
	小学校、中学校	学校教育法第1条に規定する小学校、中学校	●	●
	地域文化調査研究施設	文化財保護法第53条に定める文化財公開承認施設相当考古資料・歴史資料を整理及び研究しその成果を広く展示、公開する場としての施設	●	
商業	小売商業又はサービス業を 営む店舗	—	●	
	食料や日用雑貨など多数の 品種を扱う小規模な店舗	—	●	●